

発行:ヨシムラ社会保険労務士事務所
〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘1-17-16
TEL /FAX 049-277-6010 email yoshimura@yoshimura-sr.com
発行日:2009年7月1日

注目 ピックアップ

来年4月からの「労基法」改正！ 具体的なことが少しずつ決まっています！

来年4月1日から施行される「改正労働基準法」。
実際にどんな対策をすればいいのか、細かい規則が公表されました。

一番大きな変更点は、割増賃金の率が増えること！

以前もお伝えしましたが、今回の改正の一番大きな点は「月60時間を超える時間外労働をさせると、5割の割増賃金を支払わなくてはならない！」というもの。

以前は、月60時間を超えると、2割5分以上の割増を支払うことが決まっていますが、今までは、時間外労働が80時間になろうと、100時間になろうと、「2割5分以上」の割増を支払えばよかったです。そう考えると、長時間労働する社員の多い企業にとっては、大きな問題です。

【現状】

時間外労働	→	月60時間超	→
一律で25% (月60時間を)		超える部分も25%	

【来年4月～】

時間外労働	→	月60時間超	→
月60時間までの部分…25%		月60時間を超える部分…50%	

※ただし、中小企業においては、「当分の間」猶予するとされています。「当分の間」というのが、まだいつまでなのかは公表されていません

「5割」の割増を「2割5分」に減らす方法がある！?

月に60時間以上の残業をさせても、「5割」の割増賃金を支払わなくてすむ方法があります。それが「代替休暇」という制度です。「代休」や「振替休日」と似ているように思えますが、内容はかなり異なっています。

では、「代替休暇」とはなんなのでしょう？

たとえば、1か月に76時間時間外労働をした人がいたとします。その場合、60時間を超えた16時間分は、「5割」増しの賃金を支払う必要が出てきます。つまり、時給2,000円の人だった場合、60時間を超えた16時間の労働に対しては、「(16時間×0.5)8時間×2,000円(つまり16,000円)の支払が生じます。でも、通常の「2割5分の割増を超えた部分(つまり、「(5割-2割5分)2割5分」分の8,000円)」については、代替休暇を与えることで、割増の支払が不要になるのです。

60時間 (120,000円)	60×0.25 =15時間分 30,000円	16時間 (32,000円)	16×0.25 =4時間 8,000円	16×0.25 =4時間 8,000円
--------------------	------------------------------	-------------------	---------------------------	---------------------------

この8,000円を支払う代わりに、4時間分の代替休暇を与えることが可能です

知っ得情報 ①

個別労働紛争解決制度の利用件数が大幅に増大！

厚生労働省は、平成 20 年度の「個別労働紛争解決制度」の利用状況を公表しました。

昨年秋以降の経済・雇用情勢の急速な悪化などのせいで、総合労働相談の件数は約 108 万件、民事上の個別労働紛争に係る相談件数も約 24 万件となり、依然として増加を続けています。

また、助言・指導申出受付件数は約 7,600 件、あっせん申請受理件数も約 8,500 件と昨年度の実績を大きく上回り、制度の利用が大幅に拡大しました。

トラブル増加！ その予防策は……

全体として、解雇に関するトラブルが多いのが目立ちます。

トラブルの予防策として有効なのは、「就業規則の見直し」と、「雇用調整の手順の見直し」でしょう。「雇用調整の手順」というのは、突然「整理解雇」から始めるのではなく、「休業」→「早期退職者募集」→「整理解雇」など、従業員も納得できるステップを踏むことです。

2 労働基準法違反を伴わない民事上の個別労働紛争相談

23 万 6,993 件

解雇に関するものが最も多く 25%、労働条件の引下げに関するものが 13.1%、いじめ・嫌がらせに関するものが 12.0%と続いています。

3 助言・指導申出受付件数

7,592 件

解雇に関するものが最も多く 25.1%、いじめ・嫌がらせに関するものが 12.7%、労働条件の引下げに関するものが 10.5%と続いています。

1 総合労働相談件数

107 万 5,021 件

平成 19 年度は 99 万 7,237 件でしたので、およそ 7.8%増えたことになります。

知っ得情報 ②

社会保険の保険料などにかかる延滞金の割合が一部軽減されます！

厚生年金保険・健康保険の保険料などや、労働保険の保険料などにかかる延滞金は、今現在、一律「年 14.6%」の割合で計算されていますが、これからは、納付期限から一定の期間を経過する日までは、「年 7.3%」に軽減されることになりました。

もちろん、延滞しないのが一番ですが、延滞せざるをえない会社にとっては朗報です。

お仕事
カレンダー

7月
JULY

7/10	健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出	7/15	所得税予定納税額の減額申請	
	一括有期事業開始届(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満 でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の 工事		7/31	労働者死傷病報告書の提出(休業 4 日未 満の 4 月~6 月の労災事故について報告)
	6 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税 の納付		6 月分健康保険・厚生年金保険料の納付	
	特例による源泉徴収税の納付 <1 月~6 月分>		所得税の予定納税額の納付	
7/15	障害者雇用状況報告書、高年齢者雇用状 況報告書		5 月決算法人の確定申告・11 月決算法人 の中間申告	
			8 月・11 月・翌年 2 月決算法人の消費税の 中間申告	